



滋 総 第 3 9 2 号
令和 7 年（2025 年）8 月 27 日

公益財団法人金亀会奨学財団
代表理事 細江 正人 様

滋賀県知事 三日月 大造



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項に規定する要件を
満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和 7 年 8 月 27 日 から 令和 12 年 8 月 26 日 まで

(証明を受けた日から 5 年間)